

県出資法人改革に関する意見書

平成 25 年 3 月

茨城県出資団体等経営改善専門委員会

はじめに

茨城県出資団体等経営改善専門委員会においては、平成14年度の設置以降、出資法人の経営改善策や将来方向についての意見書を取りまとめ、出資法人改革に向けた提言を行ってまいりました。

出資法人改革については、平成22年9月の県議会県出資団体等調査特別委員会（以下「出資調特」という。）において、県出資法人数や県派遣職員数の削減目標等が提言され、また、県においても、平成24年3月に第6次茨城県行財政改革大綱（以下「第6次行革大綱」という。）を策定し、改革プログラムの一つとして出資法人改革を掲げ、目標期限を明確にし、スピード感を持って改革に取り組むこととしております。

このような中、当専門委員会では、本年度の審議対象法人として、過去に廃止や自立化、経営改善等について提言をした法人のうち9法人を選定し、これまでの当専門委員会からの意見に対する対応状況を検証いたしました。

そして、法人所管課等からのヒアリングを含め、4回の委員による審議を経て、このたび、提言を行うものであります。

県においては、当専門委員会の提言を踏まえ、出資調特や第6次行革大綱の削減目標等の実現に向けた具体的な対応策に取り組まれることを求めるものです。

おわりに、熱心に審議に当たられた委員各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成25年3月

茨城県出資団体等経営改善専門委員会
委員長 小濱 裕 正

目 次

1	テーマ	1
2	テーマを選定した理由（目的）	1
3	対象法人の選定	1
4	対象法人の取組に対する検証	
(1)	(財)グリーンふるさと振興機構	2
(2)	(財)つくば都市振興財団	5
(3)	筑波都市整備(株)	7
(4)	(公財)茨城県国際交流協会	8
(5)	(財)いばらき腎バンク	9
(6)	茨城県土地開発公社	11
(7)	(公財)茨城県教育財団	13
	(参考資料)	
○	審議経過	17
○	委員名簿	17
○	対象法人の概要	18
○	第6次茨城県行財政改革大綱（出資団体改革）	22
○	県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書（抜粋）	33

1 テーマ

専門委員会の意見に対する対応状況について

2 テーマを選定した理由（目的）

第6次行革大綱における出資法人改革の削減目標（県出資法人数，県派遣職員数，補助金・委託料・貸付金合計額（公社対策分を除く。））を達成するため，過去に当専門委員会が提言した意見に対する進捗状況を検証し，現状における課題等を精査した上で意見を述べることとした。

3 対象法人の選定

- (1) 当専門委員会では，平成14年度以降，特に経営に課題を抱える法人を対象に検証し，提言を行ってきた。
- (2) 出資調特においては，特に県財政に与える影響が大きい法人が精査団体（7法人）として，次に課題の大きい法人が準精査団体（9法人）として選定され（39ページ参照），平成22年9月の県議会第3回定例会において調査結果が報告された。報告書には，県出資法人数を平成25年度までに40法人程度に，平成29年度までにはおおむね30法人程度とすることをはじめとする削減目標，各出資法人の改革の方策等が提言された。
- (3) また，県においては，平成24年3月に，平成24年度から平成28年度までを推進期間とする第6次行革大綱を策定し，その改革プログラムの一つとして，出資法人改革を位置付け，スピード感を持って法人改革に取り組むとしている。
- (4) これらのことから，当専門委員会では，第6次行革大綱の削減目標の達成に資するため，過去の専門委員会の意見に対する対応が遅れていると思われる法人のうち，廃止及び自立化・民営化を提言した法人並びに経営改善・県関与の縮小について改めて検討が必要な法人合わせて7法人（別記1）を選定し，法人所管課等からヒアリングを行い，検証した。

また，法人の経営改革，今後の在り方等を確認するため，2法人（別記2）を選定し，法人所管課等から報告を受けた。

別記 1	別記 2
(財)グリーンふるさと振興機構	鹿島都市開発(株)
(財)つくば都市振興財団	(株)いばらき IT 人材開発センター
筑波都市整備(株)	
(公財)茨城県国際交流協会	
(財)いばらき腎バンク	
茨城県土地開発公社	
(公財)茨城県教育財団	

4 対象法人の取組に対する検証

(1) (財)グリーンふるさと振興機構

<過去の意見とその対応状況>

専門委員会の意見		対応状況（結果）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県はこの地域の振興方策について再構築を図るとともに、財団のあり方について解散を含め抜本的な見直しを行う必要がある。 ○ 見直しの時期は、H17 年度中を目途として行うことが望ましい。 ○ 見直しに伴う基本財産若しくは残余財産については、出捐の経緯等を踏まえ十分検討を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県総合計画地域計画編において、具体的な圏域の振興方策を明示し、その施策を推進した【H18～】。 ○ 「(財)グリーンふるさと振興機構のあり方検討委員会」の報告書(H18.3)の内容を踏まえ、中期計画(H18～H22)を策定し【H18.10】、理事長の常勤化等組織の大幅な見直しを行うほか、重点施策として「地場産業の振興」、「グリーン・ツーリズムの推進」、「交流居住の推進」を中心に推進した（当面5年間存続）【H18～H22】。 ○ 中期計画(H18～H22)において、事業を集中的に実施するため5年間で約1億円を取り崩し、事業費に充当することを決定し【H18.10】、積極的に事業を推進した【H18～H22 取崩額計 89,850 千円】。 ○ 新たな中期計画(H23～H27)において、基本財産は、効果が県北地域全体に及ぶような交流拡大に係る事業など、真に地域の活性化に寄与し、かつ、後年度にも波及効果が及ぶような事業実施のための財源とするため、更なる有効活用を図っていくことを決定した【H23.5】。
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有識者会議は、あまりにも大きな会議のため、アイデアが出しにくい環境にある。会議のあり方を工夫すべきである。 ○ 地域間競争が激化している中、団 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部会議を開催するなど、効率的な運営に努力した【H20.11】。 ○ 重点施策の総合的・一体的な推進

専門委員会の意見		対応状況（結果）
平成19年度	<p>体としても相当の経営努力が必要である。</p> <p>○ 市町の自主事業としての振興策を主体とすべきである。また、その自主事業の中で、広域的な活動が必要な場合にのみ、県は関与するという姿勢が必要と考える。</p>	<p>を図るため、「いばらきさとやま楽校」を開校した【H20～】。</p> <p>○ 平成23年度は、福島原発事故による風評被害等の影響により、教育旅行のキャンセルや首都圏からの集客が落ち込む中、各市町のイベントと連携したツアー等を積極的に実施することにより、旅行業収益が過去最高となった【H23】。</p> <p>○ 機構のあり方検討委員会の報告書（H22.7）等を踏まえ、中期計画（H23～H27）において、圏域の法人、市町、県など、それぞれの役割分担を明記した【H23.5】。</p>
平成21年度	<p>○ 県北地域の振興は、県と市町が連携して取り組むべき課題であるが、合併が進み市町の権能が大きくなったことから、県との役割分担を念頭に法人のあり方を見直す必要がある。地域振興の主体は市町であるとの基本的な考え方のもと、県北地域の振興方策及び県・市町との関係を再構築のうえ、法人の廃止を検討すべきである。</p>	<p>○ 機構のあり方検討委員会で、①法人の運営を市町中心の体制へ移行するため、県の人的・財政的支援については、段階的に削減しながら平成27年度末を目途に廃止すること、②法人とは別の広域的事業等に取り組む新たな体制を確立し、法人を廃止することを取りまとめた【H22.7】。</p>
平成22年度	<p>○ 県北地域の振興は県政の最重要課題の一つであり、引き続き、県として県北地域の活性化に向けた明確なビジョンを示し、地元市町及び関係団体と密接に連携し進めることが望まれる。</p> <p>○ 県は構成市町との調整を進め、5年を待たずに遅くとも3年後の平成25年度を目途に振興機構を解散すべきである。</p> <p>また、複数市町に跨る広域的な事業については、関係市町が主体となった新たな体制で担うべきである。</p>	<p>○ 県総合計画における地域づくりの基本方向において、産業の活性化と働く場の確保、交流の拡大、生活環境基盤の整備など、県北地域振興施策を各部局や関係市町との連携のもと、積極的に推進していく方針を明示し、取り組んでいる【H23～】。</p> <p>○ 中期計画（H23～H27）において、機構のあり方検討委員会の報告書（H22.7）等を踏まえ、平成23年度から法人が取り組むべき事業を明らかにして、法人、市町、県等がそれぞれの役割分担のもと、一体となって圏域の活性化に取り組む中で、法</p>

専門委員会の意見		対応状況（結果）
平成22年度		<p>人が担ってきた役割を圏域内に定着させ、市町中心の圏域振興の新たな推進体制を確立していく方針を決定した【H23.5】。</p> <p>○ 具体的な解散時期は、新体制の確立状況等を踏まえ、関係者の意見等にも配慮して決定することとした上で【H23.3】，改革工程表において平成27年度末を目途とすることを明示した【H23.6】。</p> <p>○ 平成23年度には、県北地域振興策を強化する観点から、圏域市町が中心となった広域的事業等に取り組む新たな体制を確立していくため、圏域市町の副市町長等を構成員とする「県北振興のための新たな体制等のあり方検討会」を設置し、新体制の在り方や基本財産活用の方向性を取りまとめた【H24.3】。</p> <p>○ 平成24年度からは、圏域の副市長を座長とし、昨年度に取りまとめた在り方の方向性を踏まえながら、新体制の具体的な運営体制や実施業務等について計画的に検討・準備を進めるとともに、引き続き、基本財産の有効的な活用方策を検討することとした【H24～】。</p>

<法人等に対する意見>

- 当専門委員会が、平成16年度に法人の在り方について、「解散を含め抜本的な見直しを行う必要がある。」と提言してから、既に8年が経過している。
- この間、法人は、毎年度その基本財産を取り崩して運営を行っている。
- 県及び法人は、法人の解散を平成27年度末としているが、法人の正式な機関決定がなされていないことから、速やかに機関決定を行うことを求めるものである。
- あわせて、当専門委員会としては、責任を持って確実に平成27年度の解散を実施することを県に求めるものである。

(2) (財)つくば都市振興財団

<過去の意見とその対応状況>

専門委員会の意見		対応状況（結果）
平成21年度	<p>○ 法人の運営は、主たる出捐者であるつくば市（出資比率 71.1%）の主導により行われていることから、自立化を図るべきである。</p>	<p>○ 県の対応方針（平成 22 年 6 月）に基づき、県出捐金相当額 1 億円の寄付の可能性等について、法人及びつくば市と協議を開始した。</p> <p>法人からは、平成 20 年度決算が赤字となる等、法人運営が安定していない中では困難との回答があり、継続して協議を行っていくこととした。【平成 21 年度，平成 22 年度】</p>
平成22年度	<p>○ 法人はつくば市の人的・財政的支援を受け安定した運営がなされており、県関与のあり方を見直し、自立化を図る時機にきている。出資法人等の経営評価及び運営指導に関する指針では、県出資金の割合が4分の1未満の法人で、人的・財政的関与が行われていない法人は県出捐金相当額の県への寄付により指導監督基準の適用範囲から除外する扱いとしている。</p> <p>○ 県は、公益法人移行にあわせて、指導対象法人から除外することについて、つくば市や法人の理解と協力を得るための協議を進めるべきである。</p>	<p>○ 平成 23 年 1 月の専門委員会の意見を踏まえた協議の中で、法人及びつくば市では、県の出捐金は「寄付」であるということや、法人の経営状況が必ずしも安定していないことなどの理由により、県出捐金相当額 1 億円の県への寄付に関し、強い難色を示しているところである。</p> <p>また、法人では、公益財団法人移行に合わせた事業の見直し等にも取り組んでいるため、移行時に基本財産を取り崩して、県へ1億円を寄付することは、運営上支障を来たすおそれがあるとのことから、公益財団法人移行後も、協議を継続することとしている。</p> <p>引き続き、つくば市や法人の理解と協力を得られるよう努めていく。【平成 23 年度，平成 24 年度】</p>

<法人等に対する意見>

- 法人の運営は、つくば市の人的・財政的支援及び指導・監督の下で行われており、また、法人が行う事業の利用者は、つくば市民が多いことから、法人に対する県関与の必要性は薄い。
- 当専門委員会としては、財団法人に対して県出捐金相当額の県への寄付を求めることに対して、異論が存することは承知しているところであるが、法人が設立された当時と現在の社会経済状況の変化、また、便益を受ける地域、利用者等の状況及び県出捐金相当額の県への寄付に関する他県の事例に鑑みれば、一定の合理性を有していると考えている。
したがって、県は、県出捐金相当額の県への寄付について、引き続き法人及びつくば市と協議を進め、理解と協力を得るよう努められたい。

(3) 筑波都市整備(株)

<過去の意見とその対応状況>

専門委員会の意見		対応状況（結果）
平成 21 年 度	<p>○ つくば地域の振興を担ってきたが、商業施設の整備状況等を見据え、主たる出資者である(独)都市再生機構と十分に協議しながら、将来に向けては県関与を縮小しつつ民営化を検討すべきである。</p>	<p>○ 平成23年5月及び9月に、「県出資法人の将来方向についての基本方針（平成22年6月）」に基づき、主たる出資者である(独)都市再生機構と株式譲渡の方針等について協議を行った。</p> <p>(独)都市再生機構では、「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表（平成23年7月1日）」を受けて作成した「関係会社の整理・合理化方針（平成24年3月30日）」に基づき、出資目的の達成など条件が整った法人から、株式売却など整理・統合を図っていくこととしている。</p> <p>県としては、こうした国や(独)都市再生機構の独立行政法人改革に関する動向等を見定めながら、将来的な民営化（県保有株式の譲渡）も視野に、引き続き(独)都市再生機構と協議していく。</p>

<法人等に対する意見>

- 法人は、昭和48年の設立以降、つくば市等における地域振興のための先導的な役割を担ってきたが、民間事業者による複数のショッピングセンターの進出等の現状に鑑みれば、その法人の役割の多くは既に果たされたものと考えられ、県が継続して当法人に対して出資を維持する必然性は、極めて薄いといえる。
- したがって、県は、(独)都市再生機構と協議し、株式の譲渡など、県関与の縮減を図ることが必要である。

(4) (公財)茨城県国際交流協会

<過去の意見とその対応状況>

	専門委員会の意見	対応状況（結果）
平成21年度	<p>○ 国際交流活動を担う市町村，民間団体等の育成・連携を担っており，当面の県の関与はやむを得ない。</p> <p>なお，上海事務所については，今後のあり方も含めて見直しの検討が必要である。</p>	<p>○ 平成22年3月に茨城空港が開港し，春秋航空が就航したこともあり，上海事務所の戦略拠点としての役割がますます高まっている。</p> <p>このような中，上海事務所がその機能を十分に発揮できるよう，企業ニーズ調査（平成22年度），関係各課ヒアリング（平成23年度）を実施するなど，関係団体と連携しながら活動内容の一層の充実強化を図っている。</p>
平成22年度	<p>○ 国際交流協会については，プロパー職員が1名という組織の脆弱さに加え，パスポート申請事務の市町村への権限移譲に伴う印紙売り捌き収入等自主財源の大幅な減少により法人の運営が困難になることが予測される。県は，中期計画の最終年度である平成24年度を目途に，今後の法人のあり方について真剣に検討する必要がある。</p> <p>○ 国際交流事業については，県や市町村，民間団体等の役割分担に基づき，法人実施事業の早急な見直しを行い効率的な運営に努めるべきである。</p>	<p>○ 平成23年度及び平成24年度に在り方検討会を8回開催し，収支均衡を図るべく重点化すべき事業等の検討を行っている。</p>

<法人等に対する意見>

<p>○ 法人の組織基盤，財政的基盤の脆弱性改善のために，自主財源の確保に努め，自立的に公益目的事業を実施しうる体制を整える必要がある。</p> <p>○ 上海事務所については，春秋航空の就航や県内企業の海外展開の支援などに一定の役割を果たしたところであるが，今後の在り方については，改めて検討すべきである。</p> <p>○ 国際交流事業については，市町村や民間団体等との連携を図ること等により，法人としての役割を見直すべきである。</p>

(5) (財)いばらき腎バンク

<過去の意見とその対応状況>

専門委員会の意見		対応状況（結果）
平成21年度	<p>○ 事業の必要性は認められるが、常勤役職員が不在など主体的な組織運営に課題があることから、事業の県直営化や類似団体への業務移管などによる事業の継続により、法人の廃止を検討すべきである。</p>	<p>○ 法人組織の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政基盤の強化（賛助会員・寄付金：目標 500 万円） 22 年度:423 万、23 年度:527 万 24 年度(12 月末現在):527 万 ・ 事務局運営方法の変更 専任職員を雇用（平成 22 年 1 月）、委託による事務局運営終了（平成 21 年度） ・ 常勤役員の設置 法人の在り方検討の結果を踏まえ、設置予定 <p>○ 法人の在り方検討</p> <p>平成 23 年度及び平成 24 年度に外部委員を含めた検討会を 4 回開催した。検討結果は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賛助会員・寄付金は 500 万円以上確保できる状況にあり、基本財産運用益を含めた収入により自立的な運営は可能である。 ・ 慢性透析患者数は右肩上がりで増加していることから、慢性腎臓病対策事業も強化する。 ・ 更なる財政基盤の強化・事業活動の拡充を図っていくため、常勤役員を設置する。 ・ 公益財団法人へ移行し、引き続き活動する。 <p>※ 外部委員（マスコミ関係者、腎臓病患者団体関係者、公認会計士、医師等）</p>
平成22年度	<p>○ 臓器移植意思表示カードの普及啓発など法人が行う事業の実施に当たっては、賛助会費や寄付金等財源が目標どおり確保できていないことから、より効率的な執行に努めるべきである。</p> <p>○ 県は、改正臓器移植法の全面施行後における臓器移植件数の推移及び財政基盤等を見極め、自立的な運営が困難である場合は、事業主体の見直しによる廃止や類似法人との統合の結論を、平成 24 年度を目途に出すべきである。</p>	<p>○ 臓器移植意思決定カードの普及啓発</p> <p>○ 財政基盤の強化</p> <p>○ 慢性腎臓病対策事業の強化</p> <p>○ 事業活動の拡充</p> <p>○ 常勤役員設置の検討</p> <p>○ 公益財団法人への移行</p>

<法人等に対する意見>

○ 当専門委員会では、平成22年度に「自立的な運営が困難である場合は、事業主体の見直しによる廃止や類似法人との統合の結論を、平成24年度を目途に出すべき」と提言したところであるが、平成22年7月に臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の一部改正が実施されたことを考慮すれば、法人が行う事業の必要性は認められるものである。

しかしながら、常勤役員の不在など、組織が脆弱であり、自主財源も十分とは言いがたい。

今後、法人は、その運営及び事業活動の充実を図るため、常勤役員の設置などの見直しを行うとともに、更なる自主財源を確保する必要がある。

(6) 茨城県土地開発公社

<過去の意見とその対応状況>

	専門委員会の意見	対応状況（結果）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代替地処分に伴う損失圧縮のため、常陸那珂地区土地区画整理事業に係る土地について売却以外の手法も含めた早急の処分 ○ つくばエクスプレス沿線の代替地の処分促進 ○ 開発公社との統合による事業の一元化など、従来の固定的考え方にとられない抜本的対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひたちなか地区については、事業用定期借地により平成17年に約11ヘクタールを処分したほか、平成23年度には約3ヘクタールを処分するなど、売却以外の手法も活用しながら、保有土地の早期処分を推進している。 ○ つくばエクスプレス関連の代替地については、宅地として処分可能な土地を入札により処分したほか、引き続き代替地情報を地元市等へ広く提供することなどにより、公共事業用地の代替地等としての処分を促進している。 ○ 平成20年4月に、両公社の用地部門を統合した。
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 約53億円の債務超過状態にあり、平成27年度まで県支援の遂行中であるため、当面、県の関与はやむを得ない。 将来的には、廃止に向けたあり方についての検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の将来の在り方については、土木部内関係課長等で構成する「公共用地先行取得あり方検討会」を設置し、法人による先行取得や他の先行取得手法等について検討してきたところである。 法人の存廃については、保有土地の処分状況や東関東自動車道水戸線の用地先行取得への対応状況等を見極めつつ、本県における公共用地先行取得の将来見通しや法人を廃止した場合の費用対効果等について検証し、総合的に検討していく。
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地価の下落傾向が続くなか保有土地の評価損が見込まれることから、損失を最小限に抑えるため、企業ニーズの的確な把握による営業活動に努め改革工程表に基づく早 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有土地の処分については、ひたちなか地区に重点を置いた企業誘致活動を実施し、企業ニーズに応じて、事業用定期借地や宅建業者等向けの媒介手数料制度、弾力的な区画の設

専門委員会の意見		対応状況（結果）
平成22年度	<p>期売却に全力で取り組むとともに、保有土地処分の推進体制を強化すべきである。</p> <p>○ 今日の社会経済情勢を踏まえると、ひたちなか地区等の保有土地の処分は極めて厳しい状況にある。また、公共用地の先行取得は地価下落により必要性が薄れてきており、法人の役割が限られてきている。県は、保有土地の処分が改革工程表の目標どおりに進まない場合には、法人の解散を視野に入れた具体的な検討を開始すべきである。</p>	<p>定等の手法を活用しながら、県と法人が一体となって取り組んでいるところである。</p> <p>○ 公共用地の先行取得事業については、真に緊急性・必要性のある事業に限定するとともに、計画的な買戻しを行うことで、事業運営の適正化が図られつつある。</p> <p>法人の存廃の検討については、上記「平成21年度対応状況（結果）」欄に記載したとおりである。</p>

<法人等に対する意見>

<p>○ ひたちなか地区において、商業施設の集積が図られていることについては、一定の評価ができるものである。</p> <p>しかしながら、同地区内に事業用の定期借地権の設定によるものもあり、必ずしも保有土地の処分（売却）とはなっていない。</p> <p>定期借地権設定後も継続して管理が必要であること、また、定期借地期間終了後に再び土地処分の問題が浮上する可能性があることに留意されたい。</p> <p>○ 法人は、保有土地について、県の土地販売推進本部と連携する等して全力で処分に取り組むべきである。</p> <p>○ 県は、法人の存廃について、保有土地の処分状況や東関東自動車道水戸線の用地先行取得への対応状況等を十分に見極めつつ、本県における公共用地先行取得の将来見通し等について検証し、第6次行財政改革大綱の期間中に結論を出すべきである。</p>

(7) (公財)茨城県教育財団

<過去の意見とその対応状況>

専門委員会の意見		対応状況（結果）																																								
平成 19 年度	<p>○【県派遣職員の早急な見直し】 県派遣職員（137人、常勤職員の3/4）の削減について、早急かつ積極的に取り組むべきである。</p>	<p>○【県派遣職員の早急な見直し】 これまで、組織体制の見直しや指定管理事業における民間事業者の参入の促進等により、平成17年度と比較し、82人の県派遣職員を削減した。 引き続き、自立的運営を促進する観点等から、削減計画に基づき、嘱託職員等を雇用しつつ、県派遣職員の削減を着実に進める。</p> <p>[削減計画] (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣</td> <td>161</td> <td>155</td> <td>137</td> <td>117</td> <td>107</td> <td>103</td> <td>83</td> <td>79</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>財団</td> <td>49</td> <td>42</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>46</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>51</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>210</td> <td>197</td> <td>184</td> <td>158</td> <td>153</td> <td>151</td> <td>131</td> <td>130</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 派遣削減実績（H24 - H17）△82人</p>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H27	派遣	161	155	137	117	107	103	83	79	63	財団	49	42	47	41	46	48	48	51	63	計	210	197	184	158	153	151	131	130	126
	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H27																																
	派遣	161	155	137	117	107	103	83	79	63																																
財団	49	42	47	41	46	48	48	51	63																																	
計	210	197	184	158	153	151	131	130	126																																	
<p>○【埋蔵文化財発掘調査事業への民間事業者の活用】 民間事業者を活用できないか、活用した場合と県と財団の役割分担なども含め、総合的に検証する必要がある。</p>	<p>○【埋蔵文化財発掘調査事業への民間事業者の活用】 平成20年度に、調査員の派遣による民間事業者の活用（1件）を行い、平成22年度以降は、法人の調査体制に組み込む形態で、民間事業者による発掘調査等を試行的に行い、その効果を検証しているところである。 (H22：1件 H23：2件 H24：1件) 引き続き、本格的な民間事業者の活用に向け、調査の質の確保に留意しつつ、専門性を有する民間事業者を活用していく。</p>																																									
<p>○【法人の在り方】 財団と県が一体となって、県民の視点や民間の発想を重視しつつ、指定管理施設自体の必</p>	<p>○【法人の在り方】 法人は、引き続き、県と一体となって現行事業を推進することとし、県派遣職員に依存した運営形態を抜本的に見直し、引き続き、自立的運営の促進や経費</p>																																									

専門委員会の意見		対応状況（結果）																																								
平成19年度	<p>要性や関係機関との役割分担などの検証も踏まえ、ゼロから見直し、次期指定時期までに一定の結論を出すべき。</p>	<p>の削減を進めていく。</p> <p>民間事業者の参入が可能である指定管理事業については、その促進に向けた見直しを行った結果、平成23年度から、県南生涯学習センター及び県西生涯学習センターにおいて、新たに民間団体が指定管理者となったところである。</p> <p>また、青少年教育施設については、平成20年度末をもって吾国山洗心館を廃止し、さらに、平成25年度から県有施設としての西山研修所を廃止（常陸太田市へ移管）するなど、県有施設の在り方も整理したところである。</p>																																								
平成21年度	<p>○ 県派遣職員が多いことから、大きなウェイトを占める指定管理施設への民間参入の促進、埋蔵文化財発掘調査事業の民間活用などにより組織のスリム化を図り、県派遣職員のさらなる削減を進める必要がある。</p> <p>将来に向けては、歴史館の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業について県が運営主体となることの可否についての再検証を行うとともに、法人の存廃を含めたあり方を検討すべきである。</p>	<p>○ これまで、組織体制の見直しや指定管理事業における民間事業者の参入の促進等により、平成17年度と比較し、82人の県派遣職員を削減した。</p> <p>引き続き、削減計画に基づき、嘱託職員等の雇用や埋蔵文化財発掘事業の民間事業者の活用等により、更なる県派遣職員の削減を進める。</p> <p>[削減計画] (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣</td> <td>161</td> <td>155</td> <td>137</td> <td>117</td> <td>107</td> <td>103</td> <td>83</td> <td>79</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>財団</td> <td>49</td> <td>42</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>46</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>51</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>210</td> <td>197</td> <td>184</td> <td>158</td> <td>153</td> <td>151</td> <td>131</td> <td>130</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 派遣削減実績（H24 - H17）△82人</p> <p>また、今後の法人の在り方については、県派遣職員の削減を着実に進め、派遣職員に依存した運営形態を見直し、自立性を高め、引き続き、県と一体となって現行事業を推進していく。</p> <p>なお、歴史館の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業については、その効果や他県の状況等を踏まえながら、引き続き、検討を進めていく。</p>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H27	派遣	161	155	137	117	107	103	83	79	63	財団	49	42	47	41	46	48	48	51	63	計	210	197	184	158	153	151	131	130	126
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H27																																	
派遣	161	155	137	117	107	103	83	79	63																																	
財団	49	42	47	41	46	48	48	51	63																																	
計	210	197	184	158	153	151	131	130	126																																	

<法人等に対する意見>

- 歴史館の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業について県が運営主体となることの可否については、県は平成26年度までに結論を出すべきである。
- 上述の事業等を含め、法人が担う事業、事業を行うに当たっての県派遣職員の役割等について、その将来像が不明確である。
県及び法人は、改めてその存廃を含め、明瞭な将来像を、同じく平成26年度までに検討すべきである。

おわりに

当専門委員会では、本年度の審議対象法人として、過去に廃止や自立化、経営改善等について提言をした法人のうち7法人を選定し、法人所管課等からそれぞれヒアリングを行い、これまでの当専門委員会からの意見に対する対応状況等の検証を行った。

また、法人の経営改革、今後の在り方等を確認するため、選定した2法人から報告を受けた。

その結果、改革への取組に対するスピード感が欠けていたり、当専門委員会の提言（意見）に対する措置状況が不十分であるなど、当専門委員会として、必ずしも満足できる水準ではなかった。

そのため、当専門委員会では、県及び法人が、当専門委員会の提言を踏まえ、迅速かつ確実に法人改革を実行されることを強く望むものである。

(参考資料)

○ 審議経過

	期 日	主な審議内容
第1回	平成24年11月9日(金)	対象法人の選定について
第2回	平成24年11月19日(月)	所管課等ヒアリングについて
第3回	平成24年12月14日(金)	所管課等ヒアリングについて
第4回	平成25年1月25日(金)	意見書の取りまとめについて

○ 委員名簿

氏 名 等	役 職 等
委員長 小 濱 裕 正	株式会社カスミ 代表取締役会長
副委員長 坂 本 和 重	公認会計士(坂本計理事務所長)
委 員 岡 部 登志子	有限会社きらら館 取締役会長
委 員 木 内 敏 之	木内酒造合資会社 取締役
委 員 三 上 靖 彦	株式会社ミカミ 代表取締役
委 員 兪 和	茨城大学人文学部 教授
委 員 渡 辺 満 枝	株式会社 EMMY 代表取締役

○ 対象法人の概要

※ 端数処理により、合計と内訳が一致しない場合がある。

法人の名称	財団法人グリーンふるさと振興機構		所管課	地域計画課
代表者名	理事長 佐川 卓政	所在地	常陸太田市山下町949-9	
設立年月日	昭和60年10月31日			
基本財産	927,000千円 (県出資額: 634,404千円 68.4%)			
設立目的	グリーンふるさと圏における地場産業の振興及び都市との交流の重点的な推進並びに圏域の振興に係る総合的な取組の企画立案及び調整を図ることを通じて、地域住民、民間企業その他の多様な主体の活動及び連携・協働を促進し、もって自立的で個性豊かなグリーンふるさと圏の形成に資する。			
事業概要	事業名	事業内容		H23決算額
	地域が主体となった多様な交流の推進	教育・研修旅行等さとやま体験ツアーの実施、営業活動外		(千円) 21,332
	特色を活かした里山文化の発信	各種パンフレット、ホームページ等による圏域情報発信外		10,083
	新たな里山文化の創造	圏域市町等が実施する震災復興イベントへの助成		4,678
	その他	お試し田舎暮らし住宅の運営・管理外		53,907
	計			90,000
資産状況 (H24.3現在)	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
	流動資産	35,431	流動負債	8,259
	固定資産	933,677	固定負債	2,200
			負債計	10,459
			正味財産	958,649
	合計	969,108	合計	969,108

法人の名称	財団法人つくば都市振興財団		所管課	つくば地域振興課
代表者名	理事長職務代理者 副理事長 稲葉 祐樹	所在地	つくば市竹園1-10-1	
設立年月日	平成3年3月25日			
基本財産	597,600千円 (県出資額: 100,000千円 16.7%)			
設立目的	筑波研究学園都市の振興・発展を目指して、地域情報の収集提供や芸術・文化の振興活動さらに在住外国人に対する支援活動等を行うことにより、住民の豊かで魅力ある都市生活の向上に寄与する。			
事業概要	事業名	事業内容		H23決算額
	ノバホール・つくばカピオ管理運営事業	ノバホール等の指定管理事業		(千円) 220,679
	芸術文化事業	芸術作品及び演奏家の招聘公演		75,894
	国際交流事業	つくば市在住外国人等への支援事業外		2,051
	その他	調査研究事業外		197,339
	計			495,963
資産状況 (H24.3現在)	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
	流動資産	101,763	流動負債	52,013
	固定資産	628,483	固定負債	32,763
			負債計	84,776
			正味財産	645,470
	合計	730,246	合計	730,246

法人の名称	筑波都市整備株式会社		所管課	つくば地域振興課
代表者名	代表取締役社長 高田 順一	所在地	つくば市竹園 1-2-1	
設立年月日	昭和48年9月28日			
基本財産	2,340,000千円(県出資額:364,041千円 15.6%)			
設立目的	つくば市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町及びその周辺における地域住民の利便並びに居住環境の維持向上を図るため、施設の建設、経営又は管理、熱供給事業等を営む。			
事業概要	事業名	事業内容		H23決算額
	賃貸事業	商業施設、業務施設等の建設及び管理運営		(千円) 4,239,885
	公共施設管理受託事業・施設管理受託事業	公園、道路及び建物施設等の維持管理		1,272,650
	熱供給事業	商業、業務施設、宿泊施設等への冷水及び蒸気(熱)供給		761,924
	計			6,274,460
資産状況 (H24.3現在)	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
	流動資産	2,283,962	流動負債	3,015,384
	固定資産	23,167,740	固定負債	18,372,755
	繰延資産	6,364	負債計	21,388,139
	合計	25,458,066	純資産	4,069,926
			負債計	25,458,066

法人の名称	公益財団法人茨城県国際交流協会		所管課	国際課
代表者名	理事長 川俣 勝慶	所在地	水戸市千波町後川 745	
設立年月日	平成2年10月1日			
基本財産	491,400千円(県出資額:300,000千円 61.1%)			
設立目的	県民の国際交流・協力活動及び国際理解の促進とともに、多文化共生の地域づくりを推進することにより、国際感覚豊かな人材の育成と多様性のある活力にあふれた地域社会の創造に寄与する。			
事業概要	事業名	事業内容		H23決算額
	多文化共生推進事業	外国人への多言語による情報提供外		(千円) 18,538
	国際理解促進事業	留学生、在住外国人等の人材発掘育成外		3,466
	国際交流・協力活動促進	国際交流等を行う団体の情報交換外		1,257
	その他	上海事務所の設置費用外		62,760
	計			86,021
資産状況 (H24.3現在)	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
	流動資産	71,390	流動負債	3,120
	固定資産	504,101	固定負債	233
			負債計	3,353
	合計	575,491	正味財産	572,138
		負債計	575,491	

法人の名称	財団法人いばらき腎バンク		所管課	薬務課
代表者名	理事長 大河内 信弘	所在地	つくば市天久保 2-1-1	
設立年月日	平成元年 12 月 14 日			
基本財産	417,826 千円 (県出資額 : 281,288 千円 67.3%)			
設立目的	腎臓移植を普及促進することにより、腎不全患者の早期回復に資するとともに、腎不全に対する総合的な対策の確立を図り、もって県民福祉の向上に寄与する。			
事業概要	事業名	事業内容		H23 決算額
	移植推進事業	医療機関関係者を対象とした研修会の開催、臓器移植コーディネーター業務外		(千円) 4,518
	普及・啓発事業	啓発資材作成、キャンペーンの費用外		1,411
	臓器提供者家族支援事業	希望者へのカウンセリング		206
	その他	腎臓移植希望者への検査費用助成外		3,477
	計			9,612
資産状況 (H24.3 現在)	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
	流動資産	9,039	流動負債	80
	固定資産	417,962	固定負債	-
			負債計	80
			正味財産	426,921
	合計	427,001	合計	427,001

法人の名称	茨城県土地開発公社		所管課	都市計画課 (つくば地域振興課)
代表者名	理事長 渡邊 一夫	所在地	水戸市笠原町 978-25	
設立年月日	平成2年 4 月 19 日			
資本金	30,000 千円 (県出資額 : 30,000 千円 100.0%)			
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与する。			
事業概要	事業名	事業内容		H23 決算額
	公有地取得事業	県等に代わって行う公共用地等の取得・処分外		(千円) 2,897,046
	土地造成事業 (完成土地等)	住宅・商業用地等の造成、管理、処分 ひたちなか地区の定期借地権による土地貸付		1,066,030
	附帯等事業	ひたちなか地区暫定貸付外		113,038
	その他	経営支援補助金		972,000
	計			5,048,114
資産状況 (H24.3 現在)	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
	流動資産	16,652,821	流動負債	8,430,965
	固定資産	5,400,776	固定負債	16,006,093
			負債計	24,437,058
			純資産	△2,383,461
	合計	22,053,597	合計	22,053,597

法人の名称	公益財団法人茨城県教育財団		所管課	教育庁総務課
代表者名	理事長 鈴木 欣一	所在地	水戸市見和1-356-2	
設立年月日	昭和44年12月1日			
基本財産	10,000千円(県出資額:10,000千円 100.0%)			
設立目的	広く教育,文化の振興に資する事業を行い,茨城県における教育及び文化の水準の向上及び発展に寄与する。			
事業概要	事業名	事業内容		H23決算額
	生涯学習関連施設等管理運営事業	生涯学習関連施設等の指定管理事業		(千円) 1,060,197
	埋蔵文化財発掘調査事業	国等の開発事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の発掘調査外		772,886
	その他	美術振興事業		124,172
	計			1,957,255
資産状況 (H24.3現在)	区分	金額(千円)	区分	金額(千円)
	流動資産	377,877	流動負債	295,228
	固定資産	521,157	固定負債	219,074
			負債計	514,302
			正味財産	384,732
	合計	899,034	合計	899,034

○第6次茨城県行財政改革大綱【出資団体改革】

県財政に大きな影響を与える出資団体については、出資団体のあり方や経営の健全化などに全力を挙げて取り組んでいます。公益法人制度改革や地方公共団体財政健全化法の施行などにより、出資団体のあり方の抜本的な見直しや県関与の見直しについて、一段と厳しい対応が求められています。

特に、県財政への影響が大きい「重点的な取り組みを行う法人」については、県の将来負担等を念頭に置きながら、徹底した経営改革を進める必要があります。

また、県議会「県出資団体等調査特別委員会」から出資団体数等の削減目標の実現についてのご提言（平成22年9月）を受けたところでもあり、その実現も重要な課題になっています。

このため、目標期限を明確にし、スピード感を持ったの団体改革、県関与のあり方についての見直しなど、これまでも増して徹底した取り組みを行い、「出資団体改革」が確実なものとなるよう取り組んでいきます。

※出資団体：県が出資している法人及び出資していないが県が人的・財政的援助を継続的に行っている法人。（P28～30「出資団体の概要」参照）

1 出資団体のあり方の抜本的見直し

〈基本方針〉

- ◆目標期限を明確にしたスピード感を持った団体改革や社会的・公益的な必要性等の観点からのゼロベースの見直しなど、出資団体のあり方を抜本的に見直していきます。

① 法人改革の推進

- 「廃止」、「統合」及び「自立化・民営化」とした法人については、具体的な時期を明示し、スピード感を持って取り組みます。【出資団体指導室、関係各課】

【県出資団体等調査特別委員会の提言における削減目標】

項 目	平成21年度	目標（平成25年度）
県出資団体数	55団体	40団体程度（▲15団体） ※平成29年度には30団体程度まで削減
県派遣職員数	261人	130人程度（▲131人）
補助金・委託料・貸付金合計額 （公社対策分を除く）	約300億円	150億円程度（▲150億円）

- 「存続」とした法人については、民間・NPOの活動領域が広がっていることを踏まえ、社会的・公益的な必要性、効率的な運営のあり方等の見地から、ゼロベースで見直しを行っていきます。【出資団体指導室、関係各課】

- 法人間の人事交流制度や総務事務（給与、旅費等）に係る共通システムの導入を検討します。【出資団体指導室、関係各課】

② 公益法人制度改革等による見直し

- 公益法人制度改革等を踏まえ、県出捐(出資)の是非など県関与のあり方を見直します。特例民法法人については、公益法人制度改革に基づく移行の方向性を踏まえ、県関与の必要性を検証し、出捐金相当額の県への寄附の要請を検討します。会社法法人については、県出資の必要性・効果を検証し、県保有株式の譲渡を検討します。
【出資団体指導室、関係各課】

2 経営健全化の推進

〈基本方針〉

- ◆ 法人に対し効率的な運営を指導するとともに、県と法人の役割やそれぞれの責任を明確にすることにより、健全な経営を推進します。
- ◆ 経営の健全化に資するため、法人情報について県民にわかりやすく公開することに取り組みます。

① 経営改革の推進

- 県出資割合や県行政との関係を踏まえ、法人への県の指導のあり方などを見直します。
【出資団体指導室】
- 経営評価制度により法人の課題等を明確にし、必要な指導を行うなど、法人の経営健全化に取り組みます。
【出資団体指導室、関係各課】
※経営評価：公認会計士等で構成する経営評価チームにおいて法人の経営課題に対し、助言指導を行い経営の健全化を図る。
- 経営改善を確実に進めるため、改革工程表の進行管理を徹底します。
【出資団体指導室、関係各課】
※改革工程表：経営改善のため取り組むべき項目やその期限等を年度別に目標を設定したもので、37団体で作成
- 県財政への影響等が大きい「重点的な取り組みを行う法人」(精査団体)については、県の将来負担等を念頭におきながら経営改革を進め、また、低価法の導入等により発生する損失については、先送りすることなく適切に処理していきます。
【出資団体指導室、関係各課】
※精査団体（P24～25に記載）：平成21年設置の県議会出資団体等調査特別委員会において、県財政に与える影響が大きい団体等として選定された団体
※低価法：棚卸資産の取得原価と時価を比較して、いずれか低い方の価格を期末資産の評価額とする資産評価の方法で、毎期の棚卸資産評価に損失が発生する場合は、特別損失として計上

- 開発公社については、経営改革に関する方針を定めた改革プラン(平成21年10月)に基づき経営支援を行い、支援策実施後には自立化できるよう、開発公社への指導を徹底していきます。また、その取組状況については、「経営検討特別委員会」が確認し確実な改革を進めます。 【出資団体指導室、事業推進課】

※経営検討特別委員会：経営が著しく悪化している出資法人等の抜本的な経営改革等の検討を行う委員会

- 出資団体が保有する土地については、「県有地等処分・管理対策本部」のもと、全庁をあげて保有土地の早期処分に取り組むとともに、その処分状況等を公表します。 【出資団体指導室、財政課、土地販売推進本部、関係各課】

- 業務の見直し等により職員数の削減に努めるとともに、新たな業務については、既存事業の見直しや事務処理方法の改善などにより、対応します。 【人事課、出資団体指導室、関係各課】

- 組織の活性化を図るため、経営状況や職員の業績が適正に反映されるよう給与体系のあり方について、見直しを図ります。 【人事課、出資団体指導室、関係各課】

- 「公の施設」の指定管理者となっている法人については、法人の特性を活かしながら、管理コストの低減や組織のスリム化、さらには企画力やサービスの質の向上など民間に負けない経営体質の改善に努めるよう指導します。 【出資団体指導室、関係各課】

② 経営責任の明確化

- 経営者の職務権限や責任について明確化を図るとともに、代表者が非常勤の法人に対しては、可能な限り常勤化を促進し、意思決定の自立化・迅速化に取り組みます。 【出資団体指導室、関係各課】

- 民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化等を図る観点から、業務に精通した民間人を登用するとともに、理事長等への民間人の登用も検討します。 【出資団体指導室、関係各課】

- 法人組織の効率化の観点から、職員的能力開発を一層推進し、内部登用を拡大します。 【出資団体指導室、関係各課】

- 効率的な運営及び健全な財務状況を確保し得る法人にあっては、その自立的経営を促進するため、独自の人材確保に取り組みます。 【出資団体指導室、関係各課】

- 精査団体及び準精査団体については、改革工程表に明記された「改革遂行責任者」が確実に改革を進めるよう指導します。 【出資団体指導室】

③ 情報公開の推進

- 毎年度の経営評価結果を公表するとともに、県と法人との随意契約や指定管理の状況などを公表します。また、法人情報の提供方法等については見直しを行います。【出資団体指導室】

3 出資団体への県関与の見直し

〈基本方針〉

- ◆ 県の人的・財政的関与については、出資団体の自立的経営をできるだけ早く可能ならしめる観点から、縮減を進め、適正化を図ります。

① 人的関与の見直し

- 県職員の派遣については、県と法人との役割分担や法人の自立的経営を促進する観点から縮減を進めていきます。【出資団体指導室、人事課】
- 自立的で責任ある経営体制の確立を図る観点から、知事・副知事の法人代表兼職については、事業内容等により、県として積極的に関与する必要がある法人を除き解消します。【出資団体指導室、関係各課】
- 県退職者の常勤役員への就任については、法人の要請を踏まえつつ、その知識や経験が業務遂行上特に必要とされる場合に限定します。【出資団体指導室、人事課】

② 財政的関与の見直し

- 補助金・委託料等については、事業の必要性、妥当性及び効果等の観点から縮減を進めていきます。【出資団体指導室、財政課】
- 出資団体の資金調達に係る金融機関に対する損失補償等について、限度額の計画的な引き下げを進めていきます。【財政課】

4 個別法人の推進事項

【精査団体】（重点的な取り組みを行う法人）

(財)茨城県開発公社	【事業推進課】
<ul style="list-style-type: none">○ 公社の最大限の自助努力を前提に、安定的で自立した経営継続のための総合的な支援策を県の財政状況を勘案のうえ、実施します。○ 分譲中のプロパー工業団地については、毎年度6haを目標に分譲し、平成30年度までに完売します。県が事業承継した未造成の工業団地等については、利活用等について地元市町村や企業等と協議していきます。○ 福祉施設のうち公社による経営が困難と判断されたものについては、民間譲渡や施設の廃止を検討します。○ 茨城空港旅客ターミナルビルの運営については、公社の健全経営のため、県が支援及び協力を実施するとともに、これまでの検討結果を踏まえた取り組みを推進します。○ ビル・駐車場事業等については、当面、貴重な収入源として事業を継続していきますが、テナントの入居状況などを考慮し、平成25年度を目途に売却等も含む経営の見直しを行います。	
茨城県土地開発公社	【都市計画課、つくば地域振興課】
<ul style="list-style-type: none">○ 平成27年度を目途とする保有土地処分にスピード感を持って取り組むとともに、県の経営支援により債務超過の解消を図ります。○ 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく用地の先行取得事業は真に緊急性・必要性のある事業に限定するとともに、公社の役割を踏まえた将来的なあり方について検討していきます。○ 保有土地の大半を占めるひたちなか地区については、市場価格を反映した適正な売却価格等の設定、企業ニーズを踏まえた事業用定期借地や区画の分割等の公募条件の柔軟な見直しなど様々な手段で積極的に売却等を進めるとともに、売却までの間暫定的に賃貸を行うなど土地の有効利用を図ります。○ 低価格により公社の財務状況を明らかにしていくとともに、地価下落により保有土地に損失が発生し、県の対策が必要な場合には適切な対応に努めていきます。○ 平成27年度に全額償還が必要となる県の借入分（土地開発公社経営健全化債226億円(平成18年度～27年度)）について、土地売却の進捗を踏まえつつ、計画的な償還を実施します。	

鹿島都市開発(株)	【事業推進課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期経営計画に基づき、全社一丸となった営業強化による売上の拡大や経費節減などを図り、収益を確保し債務超過の計画的な解消に努めます。 ○ 新館建設に係る県からの貸入金について、着実な償還に努めます。 ○ 宿泊・宴会・レストラン等のホテル利用者を確保するため、新たな顧客の獲得や地域のニーズに対応した、きめ細かい商品づくりと情報発信などの販売強化に努めます。 ○ ホテル部門の経営の安定化を図るため、経営のあり方等について、将来を見据えた検討を行います。 	
(社福)茨城県社会福祉事業団	【障害福祉課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期経営計画(平成19年度～25年度)に基づき、人件費の削減等による経営の効率化を図ります。 ○ 県立あすなろの郷については、施設のコンパクト化や施設管理の見直し等について検討を行い、自主・自立した運営に努めます。また、民間施設では処遇が困難な障害者への支援などの役割を果たしていきます。 	
(財)茨城県教育財団	【教育庁総務課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立的な団体運営が可能な組織・事業体制へ移行するため、専門的な知識や経験を有する高齢者等の人材を活用するなどして、必要最低限の県派遣職員数にするとともに、事務の効率化を図り経費削減に努めます。 ○ 生涯学習センターや青少年教育施設の指定管理者の選定に際しては、施設の設置目的に沿った運営能力を有する民間団体の参入を促進します。 ○ 埋蔵文化財事業については、調査の質の確保に留意しつつ、財団の調査体制に組み込む形態でさらなる民間事業者の活用を図ります。 	
(財)グリーンふるさと振興機構	【地域計画課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県北地域の振興を県政の最重要課題と捉え、その振興策を強化する観点から、平成27年度末を目途に、地元市町が主体となった広域的事業等に取り組む新たな体制を確立し、その上で発展的に廃止します。 ○ 具体的な時期については、中間計画の中間年である平成25年度に行う改革効果の検証を踏まえ、圏域の市町長、県議会議員をはじめとする関係者の意見や新たな体制の確立状況等にも十分配慮して決定していきます。 	

【準精査団体】（再編統合等の見直しを行う法人）

(公財)茨城県農林振興公社，(公社)園芸いばらき振興協会 (公社)茨城県穀物改良協会	【農業経営課，産地振興課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人的・財政的関与の見直しを進めるとともに，効率的な業務執行体制の構築のために事業の継続・廃止等を検討します。 ○ 統合後の法人の新たな枠組決定に向けた調整・手続きを進め，平成25年度を目途に3団体の再編・統合を行います。 	
茨城県道路公社	【道路建設課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益性の低い5路線が残り急速な経営の悪化が危惧されることから，毎年度経営シミュレーションを実施し経営に反映させていくとともに，利用促進策や経費の縮減など徹底した経営改善に努めます。 	
(財)茨城県青少年協会	【女性青少年課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年から若者まで切れ目なく一体的に育成支援ができるよう，青少年育成事業の重要性に配慮したうえで，類似団体との統合について，関係団体や統合の相手となる類似団体の意見を聞きながら，平成24年10月を目途に統合できるよう検討を進めます。 	
(財)茨城県看護教育財団	【医療対策課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営改善アクションプラン(平成24年度～28年度)に基づき，運営の改善に取り組みます。 ○ 本県の人口比看護職員数は低位にあることから，地域に貢献できる質の高い看護師の養成に努めます。 	
(株)いばらきIT人材開発センター	【産業技術課】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的なIT研修は，小規模で採算性が低いことから，損益分岐点の管理などを徹底し効率的な経営に努め，累積損失の早期縮減を図るとともに，県等からの委託に依存しない経営に努めます。 ○ 県が筆頭出資者ではなく，経営改革を主導的に行えないため，最大株主である(独)情報処理推進機構や地元古河市などと自立化に向けた協議を進めます。 	

Ⅲ 出資団体改革目標値

【出資団体のあり方の抜本的見直し】(P1~2)

	取組目標	達成年度	現状	26年度(中間年度)	28年度
1	県出資団体数をH29年度には30団体まで削減	29年度	[H23当初] 48団体	[H25] 40団体	[H29] 30団体

【経営健全化の推進】(P2~4)

	取組目標	達成年度	現状	26年度(中間年度)	28年度
2	経営評価「概ね良好」法人比率を45%に増加	25年度	[H22] 40% (19法人)	[H25] 45%	[H26] 新目標値設定

【出資団体への県関与の見直し】(P4)

	取組目標	達成年度	現状	26年度(中間年度)	28年度
3	県派遣職員数を130人程度に削減	25年度	[H23当初] 175人	[H25] 130人	[H26] 新目標値設定
4	補助金等の合計額を150億円程度に削減(公社対策分を除く)	25年度	[H22] 243億円	[H25] 150億	[H26] 新目標値設定

出資団体の概要

(H23年12月末現在)

No	法人名	代表者	県出資比率(%)	設 立 目 的
1	(財)いばらき文化振興財団 (生活文化課)	林 孝	100.0	各種の文化振興事業を行うことにより個性豊かな県民文化の振興を図り、もって国際性豊かな文化の県づくりに寄与することを目的に、平成4年に設立された。平成11年からは県民文化センター及びアクアワールド茨城県大洗水族館の管理運営も行っている。
2	(財)茨城県環境保全事業団 (廃棄物対策課)	市毛 優	100.0	廃棄物の適正処理を促進するために、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、もって本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与することを目的に、平成5年に設立された。
3	(社福)茨城県社会福祉事業団 (障害福祉課)	押野 浩	100.0	茨城県が設置する社会福祉施設等の管理運営を行うとともに、自らも社会福祉施設等を経営し、併せてこれらに必要な付帯事業を行うことにより、県民福祉の向上に寄与することを目的に設立された。
4	(財)茨城県中小企業振興公社 (産業政策課)	上月 良祐	100.0	本県産業の中核である中小企業の経営の近代化及び技術の高度化を促進し、もって中小企業の振興を図り、本県産業の発展に寄与することを目的に設立された。
5	(公財)茨城県農林振興公社 (農業経営課)	福地 省行	100.0	茨城県において農林業基盤の整備、農業担い手の育成・強化等の事業を行うことにより、農林業者の経済的、社会的地位を高めるとともに、農林業の振興と森林等自然環境の保護等を図り、もって県民生活の利益の増進に寄与することを目的に設立された。
6	茨城県土地開発公社 (都市計画課・つくば地域振興課)	坂入 健	100.0	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地、公用地の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的に設立された。
7	(一財)茨城県住宅管理センター (住宅課)	長谷川幸正	100.0	県内における集合住宅団地及び関連公共公益施設並びに賃貸施設の管理に関する業務を遂行し、併せて当該集合住宅団地等及び賃貸施設の維持改善並びにその利用者の便益の増進を図ることを目的に設立された。
8	(財)茨城県教育財団 (教育庁総務課)	鈴木 欣一	100.0	多様化する教育行政を民間創意の活用により、より効果的、合理的に運営できるものについて、自主事業又は受託事業として積極的に推進し、県と一体となって本県教育の振興に寄与することを目的に設立された。
9	(財)茨城県青少年協会 (女性青少年課)	坪 健男	99.8	青年団体の一部寄付を受けて建設した青少年会館を拠点として、青少年、青少年関係者及びこれらの団体の活動の促進を図ることを目的に、青年団体の意見を反映させながら青少年健全育成事業及び会館の管理運営を行うために設立された。
10	(財)茨城県科学技術振興財団 (科学技術振興課)	江崎玲於奈	98.0	本県における科学技術の基礎的創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化を促進し、もって県内の科学技術の振興に寄与するとともに、県内産業の高度化を促進することを目的に、平成元年に設立された。
11	(財)グリーンふるさと振興機構 (地域計画課)	佐川 卓政	68.4	グリーンふるさと圏における地場産業の振興及び都市との交流の重点的な推進並びに圏域の振興に係る総合的な取組の企画立案及び調整を図ることを通じて、地域住民、民間企業その他の多様な主体の活動及び連携・協働を促進し、もって自立的で個性豊かなグリーンふるさと圏の形成に資することを目的とする。
12	茨城県道路公社 (道路建設課)	橋本 昌	82.8	県の区域及び周辺の地域において、料金を徴収することができる道路(有料道路)の新設、改築、維持等の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、住民の福祉の増進と経済発展に寄与することを目的に設立された。
13	(財)茨城県看護教育財団 (医療対策課)	前場 文夫	75.0	医学、医療技術の進歩や高齢化、在宅ケアに対するニーズの増大などに伴い職員の需要が高まるなか、県内、特に県西地域の医療に必要な看護職員の養成確保と資質の向上を図り、地域住民の医療水準の向上に寄与することを目的に設立された。
14	(財)茨城県企業公社 (企業局総務課)	渡邊 一夫	75.0	水道の普及促進や浄水場の運転管理業務を通して、県行政及び公営企業の円滑な推進を支援し、県民の多様かつ高度なニーズに対応して県民福祉の向上に寄与することを目的に設立された。
15	(財)いばらき腎バンク (薬務課)	大河内信弘	67.3	腎臓移植を普及促進することにより、腎不全患者の早期回復に資するとともに、腎不全に対する総合的な対策の確立を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的に設立された。
16	(財)茨城県国際交流協会 (国際課)	川俣 勝慶	61.1	各分野における国際交流・協力を促進し、県民の国際認識、国際理解の醸成・増進を図り、もって地域文化の創造、地域の活性化に寄与することを目的に、平成2年に設立された。
17	(財)茨城県開発公社 (事業推進課)	坂入 健	55.6	県の長期計画に基づき、自然資源の有効利用を図り、工業基盤等の開発整備による地域振興事業を推進するとともに、県民福祉に係る施設等の設置及び運営を行い、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的に設立された。

No	法人名	代表者	県出資比率(%)	設 立 目 的
18	(株)茨城ポートオーソリティ (港湾課・ひたちなか整備課)	上月 良祐	53.0	茨城港の効率的な管理運営及び振興を推進するとともに、ひたちなか地区の都市づくりを担い、さらには大洗港区や日立港区の後背地開発への参画などに取り組むなど、地域社会の発展と振興を図ることを目的に設立された。
19	(財)茨城県体育協会 (保健体育課)	角田 芳夫	50.9	本県開催の第29回国民体育大会の準備協力体制に向けて責任体制の確立及び事業の積極的な推進を図るとともに、体育・スポーツの振興により県民の体力向上を図り、スポーツ精神を涵養し、社会文化の向上発展に寄与し、あわせて体育・スポーツに関する団体相互の連絡融和を図るため設立された。
20	(株)いばらき森林サービス (林政課)	平戸 郁夫	50.0	安定した就労条件により林業労働力を確保し、高性能林業機械を装備した近代的な生産体制のもとに、活力ある林業の展開と健全な森林の育成を目的とする森林整備の推進母体として、官民共同出資により設立された。
21	(財)那珂川沿岸土地改良基金協会 (農地整備課)	本間 源基	50.0	那珂川沿岸農業水利事業に係る管内8市町村における営農を改善する施策活動を推進し、地域農業の活性化に寄与すると共に、国営及び国営関連事業を推進し、併せて積立金による基金の運用により事業費の地元負担金の軽減対策を行い、農家経済の安定を図ることを目的に設立された。
22	鹿島埠頭(株) (港湾課)	平塚 博	50.0	鹿島臨海工業地帯の中核をなす鹿島港において、公共埠頭の効率的な管理運営と曳船・通船等のサービス事業を一貫して行うため、県、地元市、民間の共同出資により設立された。
23	鹿島都市開発(株) (事業推進課)	替地 享二	46.8	鹿島地域の都市づくりの一翼を担うため、鹿島セントラルホテルの経営、住宅団地や工業団地の造成事業等を通じて、鹿島地域の計画的な都市開発及び近代的な生活環境整備を目的として設立された。
24	(財)茨城県栽培漁業協会 (水産振興課)	宮浦 浩司	44.1	栽培漁業の推進に関する事業を行い、水産資源の増大を図る等、漁業の振興と地域経済の発展に寄与することを目的に設立された。
25	(株)ひたちなかテクノセンター (産業政策課)	上月 良祐	41.2	旧頭脳立地法に基づき、電気・機械産業やエネルギー、情報関連産業が集積している県北地域において、産・学・官との連携による「地域産業の高度化」、「特定事業の集積促進」を図ることを目的として設立された。
26	(公財)茨城県暴力追放推進センター (組織犯罪対策課)	幡谷 祐一	37.3	暴力団排除のための広報啓発活動等を推進し、暴力団からの不当要求行為についての相談、被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的に設立された。
27	(公財)茨城県消防協会 (消防防災課)	葉梨 衛	36.6	県民の安全・安心のために消防団等の施設の充実強化、地域連携の強化、消防職・団員の士気高揚、消防防災思想の啓発普及などを行うことにより地域社会の健全な発展に資することを目的に設立された。
28	(財)茨城県勤労者育英基金 (労働政策課)	横山 仁一	33.3	県下勤労者の子弟教育を容易にするため、労働金庫の教育ローン利用者に対する利子補給を行い、もって勤労者の福祉の増進に寄与することを目的に設立された。
29	茨城県漁業信用基金協会 (漁政課)	別井 一栄	32.2	中小漁業者等に対する金融機関の貸付について、その債務を保証することにより信用力を補い、経営等に必要資金の融通を円滑に進め、もって水産業の振興を図ることを目的に「中小漁業融資保証法」に基づき設立された。
30	鹿島臨海鉄道(株) (企画課)	上子 道雄	28.5	鹿島臨海工業地帯の生産品及び原料の輸送を主たる目的として、日本国有鉄道、県、進出企業の共同出資により、昭和44年に設立された。
31	(株)茨城県中央食肉公社 (畜産課)	角田 芳夫	28.3	県内との畜場を再編・統合し、卸売市場を併設した基幹的な総合食肉流通施設を設置することにより、食肉の流通合理化及び食肉取引の近代化に寄与することを目的に設立された。
32	(財)茨城県建設技術管理センター (検査指導課)	岡部 英男	25.0	建設事業に係る材料試験及び技術管理の調査研究を行うとともに、建設副産物の有効利用等に関する事業等を行い、もって建設事業の振興発展に寄与することを目的に設立された。
33	つくば国際貨物ターミナル(株) (中小企業課)	横山 仁一	21.3	県及び民間企業等の出資により、内陸における通関拠点としての特色を活かした業務や施設の管理運営を行い、もって本県の国際物流業務の効率化を図ることを目的に設立された。
34	(財)茨城県防犯協会 (生活安全総務課)	人見 實徳	20.3	犯罪のない明るい社会の実現を目指して、県民の防犯思想の普及、高揚、善良の風俗の維持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全育成に寄与するとともに、各種防犯団体の円滑な発展を図ることを目的に設立された。
35	(株)つくば研究支援センター (産業政策課)	武藤 賢治	18.3	世界有数の研究開発ゾーンを形成する筑波研究学園都市に、産学官の研究交流を軸とした研究開発支援のための拠点として、旧民法法の規定に基づく研究開発施設として設立された。
36	(株)茨城放送 (広報広聴課)	土肥 公仁	18.1	昭和37年、地方の実情に即した政治・経済・社会などに関する情報を機動的に発信するラジオ局として開局された。

No	法人名	代表者	県出資比率(%)	設 立 目 的
37	日立埠頭(株) (港湾課)	加子 茂	17.3	茨城港日立港区における港湾運送事業及び関連事業を目的に設立された。
38	(財)つくば都市振興財団 (つくば地域振興課)	鈴木 宏	16.7	筑波研究学園都市の振興・発展を目指して、地域情報の収集・提供や芸術・文化の振興活動、さらに在住外国人に対する支援活動等を行うことにより、住民の豊かで魅力のある都市生活の向上に寄与することを目的に設立された。
39	茨城県農業信用基金協会 (農業経営課)	加倉井豊邦	16.0	「農業近代化資金助成法」制定に伴い農業近代化資金の貸付に対する信用補完により、融資の円滑化を図ることを目的に設立され、政策資金、各種資金の保証を行い、信用補完機関としての役割を果たしている。
40	筑波都市整備(株) (つくば地域振興課)	高田 順一	15.6	つくば市、龍ヶ崎市、牛久市及びその周辺地域住民の生活利便と居住環境の維持向上を目的として、官民共同出資により設立され、計画的先行的な施設の整備運営を行っている。
41	鹿島共同再資源化センター(株) (廃棄物対策課)	山本 久司	15.1	鹿嶋・神栖両市内から排出される産業廃棄物及び一般廃棄物(RDF)を適正に処理し、その熱エネルギー等を回収することで、地元2市と鹿島地域の立地企業が共同して廃棄物を処理するシステムを形成することにより、資源循環型の地域社会作りを推進することを目的に、平成10年に設立された。
42	茨城県信用保証協会 (産業政策課)	角田 芳夫	13.7	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的に設立された。
43	(財)茨城県建設技術公社 (検査指導課)	村田 正文	13.5	県内建設行政の円滑かつ効率的な執行の推進と技術の向上を図るため、技術研修、調査研究、事業受託等を行い、県内建設事業の推進を図り、住民福祉と地域の振興発展に寄与することを目的に設立された。
44	(株)いばらきIT人材開発センター (産業技術課)	白戸 仲久	11.7	旧地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法に基づく事業計画の承認を受け、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業等を推進し、地域の情報化社会の発展に寄与することを目的に情報処理推進機構及び県、古河市等の出資により設立された。
45	(財)茨城カウンセリングセンター (労働政策課)	澁谷 勲	9.3	地域産業界の福祉に関する基礎的な調査研究及び啓発事業を行い、その成果を広く地域に提供すること、及び勤労者をはじめ広く県民の心の悩みに対応したカウンセリングを実施することにより、豊かでゆとりある職場作りに寄与することを目的に設立された。
46	日立港木材倉庫(株) (港湾課)	打越 芳男	9.0	茨城港日立港区における輸入木材の埠頭利用の円滑化や地場産業の育成等を目的に設立された。
47	(公社)園芸いばらき振興協会 (産地振興課)	会田 真一	-	園芸生産組織の整備強化、生産技術の向上、経営基盤の強化安定並びに流通の改善を図るとともに、園芸農家等から排出される農業用使用済プラスチックの回収・処理、園芸作物の種苗生産、配布を行い、園芸農家の健全な発展と農村環境の保全に寄与することを目的に設立された。
48	(社)茨城県林業協会 (林政課)	石川 多聞	-	林業を安定的に発展させるため、林業関係団体の有機的結合強化を図りつつ、林業経営の近代化、林産物の需要及び流通の合理化、林業担い手の確保・育成等各種施策の円滑かつ効果的な実行を促進し、あわせて森林資源の確保と県土の保全に寄与することを目的に設立された。

県出資団体等調査特別委員会

調査結果報告書

平成 22 年 9 月 22 日

茨 城 県 議 会

平成 22 年 9 月 22 日

茨城県議会議長 西 條 昌 良 殿

県出資団体等調査特別委員会

委員長 鶴 岡 正 彦

県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書

平成 21 年第 1 回定例会において本委員会に付託された「県出資団体や特別会計・企業会計に係る経営健全化の今後のあり方」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

はじめに

本県財政は、今、かつてない危機的状況に瀕しており、財政健全化への取り組みが県政上、喫緊の課題となっている。

こうした中、県出資団体や特別会計・企業会計は、多種多様な分野で、県行政の補完あるいはプロジェクト完遂のため、時限的に設立されたが、景気低迷の長期化や、民間との競合、経営の自立化・効率化など、時代の変化や要請に対して、十分に対応することができず、経営破たんを回避しようと、県の損失補償や債務保証がある金融機関からの借入金や、県補助金、あるいは一般会計からの繰入金などに依存している。

特に、県住宅供給公社、県土地開発公社、県開発公社の3公社に対する、平成18年度から22年度当初予算までの支援額は、518億円にのぼり、つくばエクスプレス沿線開発の追加対策として、324億円が措置済みである。

さらに、3公社やTX沿線開発等の保有土地に係る実質的な将来負担見込額は、平成21年度決算ベースで約1,890億円と見込まれ、今後20年間、毎年100億円程度の支出を県財政に負担させようとしている。

このままでは本県財政の硬直化が進み、健全化への道筋を危うくするばかりでなく、県民の行政不信を増幅することが危惧される。

よって、過去3回の県出資団体の調査特別委員会と財政再建等調査特別委員会の調査結果を踏まえ、平成21年第1回定例会に設置された本委員会では、県出資団体等の抜本改革や保有土地対策を「県財政の健全化」の視点から検討したところであり、財政運営のあり方も含め提言を行った次第である。

調査結果として特筆すべき点は、以下のとおりである。

第一に、本県財政の健全化を図るため、県住宅供給公社の早期解散の方向性を示したことである。すなわち、平成22年中に破産手続きを開始し、第三セクター等改革推進債の活用にあたっては、県財政の中長期見通しや保有土地対策の全体計画などと連動させるよう求めた。併せて、知事等の責任を明確にするよう求めた。

これに対し県では、公社破産の準備段階に入り、平成22年第3回定例会に、第三セクター等改革推進債の起債許可申請議案、歳出歳入補正予算案、知事等の給料及び退職手当を減額するための条例案を提案したものである。

第二に、県出資団体等改革について、委員会として削減目標を設定したことである。団体数や人的・財政的関与について、全体的な数値目標を掲げることによって、改革のスピードアップを図った。

第三には、3公社やTX沿線開発等の保有土地について、早期処分促進や造成経費等の圧縮など将来負担の縮減を求めたことである。

本委員会は、設置以来16回にわたる熱心な調査・審議の集大成として、ここに報告するものである。

第1 調査方針及び調査経過

1 調査方針

(1) 調査目的

県出資団体は、県行政を補完するものとして、県民生活に深い関わりを持ちながら、今日までその役割を果たしてきた。しかしながら、社会経済情勢の急激な変化の中で、経営状況の悪化や自立的経営が十分なされていないなど、多くの問題が顕在化している。

県議会としても、これまで三度にわたり調査特別委員会を設置し、改革工程表の作成など、経営健全化に向けた施策の提言を行ってきたところであるが、改革自体道半ばであり、公益法人制度改革や地方公共団体財政健全化法の制定に伴う第三セクターの改革推進の必要性など、県出資団体のあり方そのものが問われてきている。

また、特別会計や企業会計の中には、多額の借入れや一般会計からの繰入れが恒常化し、県財政に大きな負担となっているものもあり、その対策が急務となっている。

そこで、県出資団体や特別会計・企業会計に係る経営健全化の今後のあり方について、調査検討を行う。

(2) 調査項目

県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策について調査する。

ア 県出資団体関係

[調査に当たっての考え方]

これまでの調査特別委員会の審議結果や県の関与の状況、団体の経営状況等を踏まえ、特に県財政に与える影響が大きい団体を精査団体に選定し、次に課題の大きい団体を準精査団体に選定して、今後のあり方も含めた改革方策について調査する。

また、設立目的と現在の社会経済情勢を踏まえ、県出資団体に係る将来的な方向性についても併せて調査するものとする。

[調査内容]

- ① 精査団体の改革方策
- ② 準精査団体の改革方策
- ③ 県出資団体の将来方向

イ 特別会計・企業会計関係

[調査に当たっての考え方]

これまでの調査特別委員会の審議結果や県の財政状況を踏まえ、早急な対応を求められる会計を精査会計に選定し、次に課題が大きい会計を準精査会計に選定して、今後のあり方も含めた改革方策について調査する。

また、その他の特別会計・企業会計の改革方策についても併せて調査するものとする。

[調査内容]

- ① 精査会計の改革方策
- ② 準精査会計の改革方策
- ③ その他の特別会計・企業会計の改革方策

(3) 調査期間

調査期間は、平成21年5月から平成22年9月までの概ね16か月とし、平成22年第3回定例会の期間中に調査結果の報告を行う。

2 調査経過

平成 21 年 5 月 28 日の第 1 回委員会以降、これまで 16 回の委員会を開催し、調査を行った。

まず、第 1 回委員会で、調査方針及び活動計画を決定し、これらに基づいて、平成 18 年の県出資団体等調査特別委員会の提言を受けた取組状況や県出資団体及び特別会計・企業会計の現状及び課題について説明聴取を行い、第 2 回委員会で、県財政に与える影響等を考慮し、精査団体として 7 団体、精査会計として 3 会計を選定した。

次に、第 2 回定例会で議決され本委員会に委任された「地方自治法第 98 条第 1 項に基づき県出資団体の課題に係る対応について知事に報告を求める件」について、第 3 回委員会に知事の出席を求め、県出資団体等の経営悪化と県負担の増大に関し、その原因や今後の対応について集中審議を行った。その結果を踏まえ、第 4 回委員会では、課題に対する対応の明確化を求める知事への申し入れ事項を決定し、議長に報告を行った。

そして、第 4 回定例会では、それまでの精査団体及び精査会計の改革方針に係る審議内容や参考人の意見聴取結果を踏まえ、中間的な提言をとりまとめ、議長に報告を行った。

また、第 7 回委員会において、残る団体・会計から課題が多いものを準精査団体として 9 団体、準精査会計として 3 会計を選定し、課題への対応等について 4 回にわたって審議を行った。

平成 22 年第 1 回定例会には、「健全な財政運営を図るため計画的な保有土地対策の推進を求める決議」案を本委員会から発議し、本会議において可決された。

第 12 回～第 14 回委員会では、県出資団体やその他の会計の将来方向、平成 22 年度からの改革工程表について包括的な審議を行った。

さらに、保有土地対策全体の方向性を見極めるため、調査期間を 3 ヶ月延長し、第 15 回～第 16 回委員会では、茨城県住宅供給公社の解散処理、第三セクター等改革推進債の活用計画、今後の保有土地対策と中長期財政見通し、知事等の責任判断などについて集中的な審議を行った。

(1) 精査団体・精査会計

選定の視点	精査団体	精査会計
保有土地及び 経営改善の必要性	① 茨城県住宅供給公社 ② (財)茨城県開発公社 ③ 鹿島都市開発(株) ④ 茨城県土地開発公社	① 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計 ② 都市計画事業土地区画整理事業特別会計
改革効果の検証	⑤ (財)グリーンふるさと振興機構	③ 病院事業会計
自立的経営	⑥ (社福)茨城県社会福祉事業団 ⑦ (財)茨城県教育財団	

(2) 準精査団体・準精査会計

準精査団体	準精査会計
① (財)茨城県青少年協会 ② (財)茨城県環境保全事業団 ③ (財)茨城県看護教育財団 ④ (株)いばらきIT人材開発センター ⑤ (財)茨城県農林振興公社 ⑥ (社)茨城県穀物改良協会 ⑦ (社)園芸いばらき振興協会 ⑧ (財)茨城県建設技術公社 ⑨ 茨城県道路公社	① 港湾事業特別会計 ② 流域下水道事業特別会計 ③ 県立医療大学附属病院特別会計

第 2 県出資団体等の改革方向

16 回に及ぶ今回の調査特別委員会の議論を踏まえ、今後の県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策について、次のとおり提言する。

1 総論

(1) 改革における基本的認識

- かつてない危機的状況にある本県財政の健全化を、県出資団体等改革の根本に据えて取り組むべきであり、県出資団体や特別会計・企業会計の一般財源依存体質からの早期脱却を目指すべきである。
- 真に財政再建につながる改革を実行するためには、県出資団体等に限らず、県行政の役割の見直しや事業改善も常に視野に入れ、改革を連動させていくことが重要である。
- これまでの改革は、経営悪化を把握してから抜本的な対応策に着手するまで、検討に時間をかけすぎであり、スピード感が不足している。県出資団体であれば、それだけであかかも公共性・公益性を有するかのよう誤認し、組織の存続自体を重視して、改革を先延ばししたり、県支援を認めたりしてきた。県出資団体が自立した事業体として（自立性、独立採算性）、県の業務を補完・代替し、遂行すること（県行政補完・代替機能性）に公共性・公益性が認められるのであり、認識を改め、抜本改革を推し進めるべきである。
- 民間と競合する事業については、県関与の廃止を基本とし、事業の廃止や県出資の引揚げ、民間譲渡などにより順次整理していくべきである。
- 出資団体の改革に当たっては、県財政が未曾有の危機的状況にある中で、問題を先送りすることなく、適時適切な判断により「廃止」や「統合」「民営化・自立化」に向けた抜本的な見直しを進めるべきである。
- 特に、債務超過に陥り、今後経営改善の見通しが立たない団体については、早期に抜本的な対応策を検討すべきである。
- 設立当初の目的が薄れたり、一般会計での取扱いが可能と判断される特別会計については、廃止を含めてあり方を検討すべきである。

(2) 削減目標等

① 削減目標

○財政健全化を進めながらの県政運営においては、行政のスリム化が当然必要であり、県出資団体や特別会計・企業会計により実施してきた事業も、財政状況に応じて縮小しなければならない。

そこで、本委員会では、次のとおり削減目標を設定する。

項 目	平成 21 年度	目 標	
		平成 25 年度	平成 29 年度
県出資団体数※	55 団体	40 団体程度 (-15)	30 団体程度 (-10)
県派遣職員数	261 人	平成 25 年度	
		130 人程度 (-131)	
補助金・委託料・貸付金合計額（公社対策分を除く）	約 300 億円	150 億円程度 (-150)	

※次ページに削減候補団体を掲載。

○県出資団体数については、指導対象団体数を可能な限り削減することとし、平成 21 年度現在の 55 団体を、平成 25 年度までに概ね 40 団体程度に、平成 29 年度までには概ね 30 団体程度にする。

○県出資団体への人的関与については、県派遣職員を平成 21 年度現在の 261 名から、平成 25 年度までに 2 分の 1 程度に削減する。

○財政的関与については、平成 25 年度までに、自立経営を行っている営利法人への出資金を引揚げるとともに、公社対策分を除く補助金・委託料・貸付金（平成 21 年度合計額約 300 億円）を 150 億円程度まで削減する。

県は、これらの削減目標の達成に向けて最大限の努力をすべきである。

<候補団体：44 団体>

(株)茨城放送	(財)茨城カウンセリングセンター
(財)茨城県青少年協会	(財)茨城県農林振興公社
(財)グリーンふるさと振興機構	(社)茨城県穀物改良協会
(財)茨城県開発公社	(社)園芸いばらき振興協会
鹿島都市開発(株)	(株)茨城県中央食肉公社
(財)つくば都市振興財団	(社)茨城県林業協会
筑波都市整備(株)	(株)いばらき森林サービス
(財)茨城県国際交流協会	(財)霞ヶ浦漁業振興基金協会
(財)茨城県消防協会	(財)那珂川沿岸土地改良基金協会
(社)茨城県危険物安全協会連合会	(財)茨城県建設技術公社
鹿島共同再資源化センター(株)	(財)茨城県建設技術管理センター
(財)茨城県環境保全事業団	茨城県道路公社
(財)茨城県看護教育財団	日立埠頭(株)
(社福)茨城県社会福祉事業団	日立港木材倉庫(株)
(財)いばらき腎バンク	茨城県土地開発公社
(株)つくば研究支援センター	茨城県住宅供給公社
(株)ひたちなかテクノセンター	(一財)茨城県住宅管理センター
(株)いばらきIT人材開発センター	(財)茨城県企業公社
つくば国際貨物ターミナル(株)	(財)茨城県教育財団
(財)茨城県労働者信用基金協会	(財)茨城県体育協会
(財)茨城県勤労者余暇活用事業団	(財)茨城県防犯協会
(財)茨城県勤労者育英基金	(財)茨城県暴力追放推進センター

② あらゆる機会を利用した削減の推進

- 県有施設の管理については、県が直接管理する場合を除き、指定管理者制度により、民間事業者も含め幅広く担い手の参入を求め、県民サービス向上や施設運営の効率化を図るべきである。県有施設の管理を主な目的とする県出資団体については、担い手の育成・参入状況を睨みながら、廃止の時期を判断していくべきである。
- 社団法人や財団法人である県出資団体については、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、移行の機会を捉えて、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人に対する県の人的・財政的支援を見直していくべきである。
- 県出資団体に対し、損失補償及び債務保証の対象となっている債務残高の削減に努めさせ、追加借入れを許さないよう常に限度額を見直すことは当然である。

③ 経営改善

- 累積損失を抱える県出資団体については、改革工程表の進行管理を徹底し、財務基盤の強化や経営の健全化を図るべきである。
- 事務事業の必要性や効率性については、常に再点検するとともに、定員管理の適正化や人件費の縮減など、業務運営の一層の簡素・合理化を図るべきである。
- 県出資団体や特別会計・企業会計の経営状況や県による支援内容等については県民へ積極的に情報開示し説明責任を果たすべきである。

④ 経営責任の明確化

- 県出資団体は、独立した事業主体として自己責任原則の下、事業運営の責任体制の明確化を図るべきである。
- 県出資団体や特別会計・企業会計の運営や経営に係る情報については、不利益な情報であっても開示し、責任の所在を明確にすべきである。

2 精査団体・精査会計の改革方向

本委員会では、精査団体等に対象を絞り、その事業の必要性等を検証し、参考人の意見や県出資団体等経営改善専門委員会の「県出資法人のあり方に関する報告書」を踏まえて、団体については、「廃止」「統合・再編」「県の人的関与の削減」「県の財政的関与の廃止・縮小」「存廃検討・事業縮小」「事業の計画的推進」の6方向、会計については、「一般会計への一元化」「事業縮小」「経営や収支の改善」「事業の計画的推進」の4方向に分類した。

精査団体等の改革方向一覧

改革方向		精査団体等	数
団 体	団体の廃止	茨城県住宅供給公社, (財) グリーンふるさと振興機構	2
	統合・再編	(財) 茨城県青少年協会, (財) 茨城県農林振興公社, (社) 茨城県穀物改良協会, (社) 園芸いばらき振興協会, (財) 茨城県建設技術公社, 茨城県道路公社	6
	県の人的関与の削減	(財) 茨城県教育財団	1
	県の財政的関与の廃止・縮小	鹿島都市開発(株), (社福) 茨城県社会福祉事業団, (株) いばらきIT人材開発センター	3
	存廃検討・事業縮小	(財) 茨城県開発公社, 茨城県土地開発公社	2
	事業の計画的推進	(財) 茨城県環境保全事業団, (財) 茨城県看護教育財団	2
精査団体 (7), 準精査団体 (9) 計			16
会 計	一般会計への一元化	鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計	1
	事業縮小	貸付金会計	1
	経営や収支の改善	病院事業会計, 流域下水道事業特別会計, 県立医療大学付属病院特別会計	3
	事業の計画的推進	都市計画事業土地区画整理事業特別会計, 港湾事業特別会計, 競輪事業特別会計, 水道事業会計, 工業用水道事業会計, 地域振興事業会計	6
精査会計 (3), 準精査会計 (3), その他の会計 (5) 計			11

以下では、個々の団体・会計について、詳細な提言を行う。

(1) 精査団体の改革方向

① 茨城県住宅供給公社

団体の廃止

- 本団体は設立当初の役割を終えており、既に破綻状況にある。県財政への負担を最小限に抑制するため、平成22年中に破産手続に着手すべきである。
- 破産時において県が損失補償している債務112億円の処理方法としては、一括処理が県行財政に重大な影響を及ぼし困難であることから、「第三セクター等改革推進債」の活用を検討せざるを得ない。
- 第三セクター等改革推進債の活用にあたっては、現役世代と将来世代の負担割合の根拠となる中長期財政フレームを県民に提示した上で活用計画を設計すべきである。
- 県財政全般から年間返済できる力量を明らかにして、第三セクター等改革推進債の償還期間を10年にするか、15年にするかを判断すべきである。
- 県は、本団体に投入される税金がこれまでの支援等と破産処理をあわせて総額で670～680億円（県民1人当たり換算すると約2万円）もの巨額にのぼることや、こうした事態に至った反省とお詫びの意を、県広報紙やホームページなどにより、わかりやすく発信すべきである。
- 県民の理解を得るため、知事等の責任を明確にした上で、議会及び県民への説明責任を果たすべきである。
- 金融機関に対しては、県民負担の軽減のために、引き続き清算処理への支援を積極的に交渉していくべきである。
- 本団体破産後のまちづくりについては、県が責任を持って住民と協議して進めていくべきである。
- 本団体を信頼して住宅を購入した住民を裏切らない誠実な対応が重要である一方、本団体は解散処理に直面しているため、県は、必要費用の負担について、県民に対して丁寧に説明する責任がある。
- 破産手続において土地処分が進まない場合であっても、抜本的終結の妨げとなるため、県は原則として土地の再取得などをすべきではない。
- サンテーム土浦の事業譲渡や特定優良賃貸住宅事業に係るオーナーとの連帯債務の解消など解散に伴う課題については、公平公正な県民負担を念頭に早急に解決を図るべきである。なお、サンテーム土浦の事業譲渡については、入居者の将来にわたっての安心を担保するために万全を期すべきである。
- 団体の解散にあたっては、プロパー職員の処遇に十分配慮すべきである。

○事業凍結中団地などについては、県有地等処分・管理対策本部の活用や、市町村との連携を図りながら、早期に処分すべきである。

※ 本委員会の調査結果に対し、県では、本団体解散の準備段階に入り、平成22年第3回定例会に、第三セクター等改革推進債の起債許可申請議案、歳入歳出補正予算案、知事等の給料及び退職手当を減額するための条例案を提出したものである。

参考として、提言に至るまでの委員会における委員の主な発言要旨を記載する。

<委員の主な意見>

- ・ 毎年の負担を考えれば、平成26年度まで待つのではなく、早期に解散すべきである。最低限でも平成22年度中であるべきである。
- ・ 解散、民事再生、破産などの明確なシミュレーションを行い、議会に提示すべきである。
- ・ 年度をまたぐような時期に解散を議論すると、オーバーナイトなどの問題があり決着しなくなるおそれがあるため、年度をまたがない時期に結論を出し解散できるよう準備しておくべきである。
- ・ 継続企業価値から見て、本団体の破産原因は以前から既にあったと思われ、今回の解散処理は遅い。
- ・ 第三セクター等改革推進債の活用が決まった場合でも、毎年度の償還を均てん化するのではなく、平成22年度あるいは23年度における負担の加算等を検討すべきである。
- ・ 自主解散であれ、破産処理であれ、県民の理解を得る必要があることに変わりはなく、責任の明確化を果たすべきである。
- ・ 県は、今回の失敗を繰り返すことのないように、破産に至った過去の経過を具体的に点検・検証する仕組みを作り、記録として残すべきである。
- ・ 法的処理をするに当たり、県が負担すべき損失額の把握のため、本団体が破産した場合の資産の換価額、債権者への配当額などのシミュレーションを行うべきである。
- ・ 特定優良賃貸住宅事業の問題は、解散まで努力する必要があるが、それを理由に解散時期を先送りして、県民全体の負担の増大を招くべきではない。
- ・ 特定優良賃貸住宅事業については、低利な資金が使える、不動産取得税あるいは固定資産税等で優遇される、建設費の補助金が受けられる、家賃の補助も受けられるなど様々な恩典があって、オーナーが自由な判断に基づき事業として行ったものだが、本団体がオーナーとの間に一方的な連帯債務契約を締結したことに、判断や見通しの甘さがあった。
- ・ 本団体は、オーナーが自分で家賃を収集している管理期間経過後も、長期にわたって高額な立替えを許し、すぐに処理しなかったことなど、問題を重ねて今に至ったと思われる。
- ・ 住宅団地の住民に対して、解散後の責任の所在や地域のまちづくりについて説明責任を果たすべきである。また、相談に応じる専門員を配置してもらいたい。
- ・ 公共施設の移管についての県の関わり方や、破産管財人による換価処分できない土地が残った場合の県の関与の考え方を明確にすべきである。
- ・ 破産管財人が競売等において換価・配当したものについて、県が負担をしたり、関与できるわけがない。破産というのは、それだけ県の手から離れる厳しい選択。売れずにタダ同然で戻る可能性があるかもしれないが、そのようなことに言及する利益はない。

② 財団法人茨城県開発公社

存廃検討・事業縮小

- 本団体は、平成 30 年度には支援期間が終了することから、県の公共工業団地受託事業の状況等も見据えながら、存廃の検討を行うべきである。
- 当面は、必要最小限の組織を目指し福祉施設部門、ビル管理部門の縮小化等により、事業の大幅な見直しに取り組むべきである。
- 福祉施設については、時代の変化も踏まえ、民間等に譲渡できるものは時機を逸することなく譲渡を検討すべきである。
- 最大の課題である保有土地の早期処分については、魅力ある工業団地づくりとともに、公社と県と市町村の 3 者が連携した販売体制づくりを整備していくべきである。
- 県が承継する未造成工業団地等についても、改革工程表に基づき利活用方策を検討するとともに、一般財源で買い取った土地の売却額や、処分面積などを県民に説明すべきである。
- 開発公社ビルは、新たなテナント探しに全力で取り組み、団体の事務所を速やかに移転し賃料収入の確保に努めるとともに、早期売却を進めるべきである。
- 茨城空港旅客ターミナルビルの運営は、できる限り精度の高い収支予測を前提とし、県への新たな財政負担とならないよう、未利用スペースの有効活用や誘客促進などに組み込みながら、3 年以内に民間への譲渡等の実現に努めるべきである。

明るい見通しのある時こそ譲渡等の好機と認識し、タイミングを逸しないよう譲渡等に向けた取り組みを進めるべきである。
- 支援期間内においては、予定した支援策以上の県の財政負担が生じないように、経営改善のためのあらゆる方策を講じていくべきである。

<委員の主な意見>

- ・開発公社が土地開発を行っている県は、茨城県だけであり、最終的には縮小してできるものだけをやっていくという議論ではなく、存廃も含めて将来、開発公社のあり方を検討するということに頭を切り換えていった方が良い。
- ・県の将来方向が「事業継続」に分類されたが、必要最小限まで事業を縮小して、財政を切り詰めながら、節約しながらも最大の効果を得るような県支援を行って、解散時期を模索していくという将来方向であるべきである。
- ・改革の取り組みが県民に見えるように説明責任を果たすべきである。経営改革プランが達成できないときの責任の所在を明確にすべきである。

- ・施設については、譲渡という形を中心に、聖域なく検討すべきである。
- ・茨城空港ターミナルビルにおける未利用スペースの県費での借上げは、手法を変えた開発公社支援のための県費投入であり、本来の改革とは言えない。
- ・開発公社による空港ターミナルビルの経営を支援するために、賑わいづくりをするという考え方は、主客転倒している。就航対策と賑わいづくりは別組織で行うべきである。
- ・公共工業団地の一つずつの土地について、購入価格と販売価格、損失の負担方法などを明らかにする必要がある。
- ・県有地等処分・管理対策本部なども活用して時機を逃さないよう土地処分を推進すべきである。
- ・代替地の処分については、市町村と協議して譲渡を検討すべきである。
- ・開発公社の事業に係る借入れに際して、県・本団体のリスク認識が稚拙であったのと同時に、金融機関が自分は損失補償契約でリスクを回避できるので、県に助言をせず、県の判断に任せてきたのではないか。
- ・知事と金融機関トップとの交渉をすべきである。
- ・損失補償契約の見直しも当然になされるべきである。

③ 鹿島都市開発株式会社

県の財政的関与の廃止

- 本団体は、鹿島地域の振興を図るため、無利子長期借入金や不動産の優先的利用など県の支援を受けながらホテル事業を行ってきたが、近年では民間と競合する状況であることから、将来的には、県関与を廃止し、自立化を図るべきである。
- 当面は営業努力を継続し、県貸付金の償還を促進するが、ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべきである。
- 設計管理事業について、民間と競合せず、公共性、公益性が発揮できる分野である場合には、類似の事業を行う公益法人などが担うことを検討すべきである。
- 県貸付金償還額の見直しについては、県財政健全化の見地から、貸付元である鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の収支見通しを踏まえ、県が検討、判断すべきである。

<委員の主な意見>

- ・民間ホテルでは、サーファー向けプランを用意するなど週末対策に努力している。鹿島セントラルホテルにおいても、平井海岸などに近く、東関東自動車道などアクセスも良いことを活かし、週末対策をさらに検討してもらいたい。
- ・鹿島の地域開発のシンボルとしてさまざまな事業が行われてきた。ホテル事業も大きな役割を果たしてきたと思うが、宿泊や婚礼では民間が進出し、競争性が高まっている。

- ・成田など周辺の民間ホテルでも、大手ホテルグループに統合され、名称を変えて営業している。サッカースタジアムでの大規模イベントの開催や観光振興、航空会社との連携などを今後進めるためにも、民間の知恵やノウハウを取り入れ、より広くオール鹿島として将来を見据えて、ホテル経営のあり方、方向性を考える時期に来ている。
- ・県からの100億円の無利子貸付や不動産の優先的利用など優遇措置を受けた上での黒字であり、実質的には県に依存した経営である。それを認識した上で経営判断すべきである。
- ・県委託事業の委託金に依存した経営であってはならない。

④ 茨城県土地開発公社

存廃検討・事業縮小

- 地価の下落している現状においては、公拡法に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、将来的には廃止も視野に入れるべきである。当面は、真に緊急性、必要性のある事業に限定し、事業縮小に努めるべきである。
- ひたちなか地区などの保有土地については、含み損を明確にするとともに、地元の市や企業とも連携を取りながら、全庁一丸で販売体制を強化することにより早期処分を進め、県長期貸付金の早期返済を実現すべきである。
- 代替地の売却を推進するための売却用途制限の緩和について、国に要望していくべきである。

<委員の主な意見>

- ・県による先行取得の場合には国の補助金の適用がないなど障害はあるが、土地開発公社はこれまで多くの功績を残しながら役目を果たしたと勇断して、支援スキームをやめ、解散という思い切った決断をすべきである。
- ・219億円の県貸付金の返済計画は、土地が売れたら返す、売れなければ返せないという、非常に甘いものである。一方、土地販売は人員が不足して体制ができておらず、県が責任を持って売る努力をすべきである。
- ・土地処分が進まない、金利が膨らむというようなことも国が救済するように、制度改正なども要望していくべきである。
- ・金利等の抑制のため、債権放棄や土地を担保にした有利な借換えなどの方策について、金融機関と議論してもらいたい。

⑤ 財団法人グリーンふるさと振興機構

団体の廃止

- 県北地域振興の活動主体は、本来、該当する市町であることが望ましく、圏域市町などへの機能移管により、本団体は発展的に廃止されるべきである。

- 県の人的・財政的関与の削減を改革工程表により具体的に管理し、スピード感を持って、本団体の事業効果の検証と円滑な移管に取り組むべきである。
- 団体の事業は一過性のイベント業務ではなく、圏域市町の産業振興や交流人口の拡大、定住人口の維持・拡大など、県北地域の振興に実質的に寄与する事業を中心とし、県、市町、地域づくり活動団体等との役割分担の明確化と連携強化を図る必要がある。
- 収益事業として開始した旅行業については、早期の収益確保が達成できない場合には、事業の廃止を検討すべきである。

<委員の主な意見>

- ・平成 22 年に存廃の検討ということだが、数年猶予期間を設ける必要がある。収益事業については、黒字が前提なので努力をすべきである。
- ・平成 27 年度末の発展的解散の時期は、さらに早めるべきである。
- ・新たな発想や仕掛けを持って、事業に取り組んでいくべきである。
- ・県の人的、財政的関与の段階的削減を改革工程表に具体的に盛り込むべきである。
- ・平成 28 年度から新たな体制とあるが、連絡協議会的なものならば良いが、新たな県出資団体を立ち上げてはならない。
- ・団体の事業は、団体を残したいからという発想ではなく、県北地域の真の振興につながるものと考えて、十分に吟味すべきである。

⑥ 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団

県の財政的関与の縮減

- 県立あすなろの郷の運営費における県費負担額については、平成 23 年度までに県が政策的に負担するとしている 6 億円まで削減するよう、全力で取り組むべきである。
- 県立あすなろの郷については、県立施設としての必要規模や建て替えによる施設の集約化の検討と併せて、民間法人の活用なども視野に入れた施設管理の見直しについても検討を行い、経営の効率化を図るべきである。
- 社会福祉事業に集約化するなど必要な業務への人材等の集中的な投入や事務部門の合理化、組織のスリム化などにより、自主・自立した運営を目指すべきである。
- 県立あすなろの郷は、民間施設の模範となるよう施設を管理運営していくとともに、民間施設での支援が難しい障害者への専門的支援などの役割を果たしていくべきである。

⑦ 財団法人茨城県教育財団

県の人的関与の削減

- 本団体の自立化に向けて、県派遣職員については、団体の直接雇用や退職教員の積極的活用などあらゆる努力により、早期の、必要最小限までの削減を達成し、経費についても大胆な縮減を図っていくべきである。
- 生涯学習センターや青少年教育施設の指定管理業務など民間に任せることのできる部門については、積極的に民間団体の参入促進を図るべきである。
- 県立歴史館の公文書館機能については、公文書等の管理に関する法律などが制定された状況を踏まえ、県が直営する場合と本団体を通して運営する場合のメリット、デメリットを整理すべきである。
- 埋蔵文化財発掘調査事業についても民間事業者の活用を積極的に推進すべきである。

<委員の主な意見>

- ・指定管理業務に携わる県派遣職員はゼロにすべきである。
- ・県派遣職員とプロパー職員の割合は、団体の自立性とサービスの確保のバランスから、50対50を数値目標として、県派遣職員の削減を進めるべきである。
- ・指定管理者制度の本来の趣旨から、教育財団に代わりうるNPOや民間団体を育成することが重要である。
- ・次期指定管理の公募条件は、実際に民間団体などの応募が増え、指定管理料の削減効果が現れるように、資格など必要最低限まで公募条件を緩和すべきである。
- ・民間と競合する部分はできるだけ民間に移行すべきである。埋蔵文化財発掘調査事業などは、昭和40年代の国の指導による限定であり、法律的に特定しているわけではないので、さらに民間が参入してよい部門である。
- ・県立歴史館の公文書館機能のあり方の議論に3年もかけず、よりスピーディーな議論で判断してもらいたい。

3 準精査団体・準精査会計の改革方向

(1) 準精査団体の改革方向

① 財団法人茨城県青少年協会

統合・再編

- 青少年や若者への支援という本団体の役割は依然として大きいですが、県立青少年会館の指定管理業務を受託できない場合、自立的経営は困難である。
- 今後、県による青少年や若者への支援の総合的かつ一体的な実施とあわせて、指定管理者制度の適用の見直しや他の類似団体との統合・再編を含めて、団体や施設のあり方を、幅広く検討したうえで、期限を定めて、抜本的に見直すべきである。

② 財団法人茨城県環境保全事業団

事業の計画的推進

- エコフロンティアかさまの操業期間は、地域住民との約束である10年を超える見込みであるが、さらなる処分量確保策に取組み、30年よりも極力短期間となるよう努力すべきである。
- 経営計画や長期借入金の償還計画の見直し、プロパー職員の採用などについても、30年を想定するのではなく、処分実績を踏まえながら、より短期間で事業完了を目標として判断すべきである。

③ 財団法人茨城県看護教育財団

事業の計画的推進

- 本県の10万人当たりの看護職員数は、平成20年末で865.3人、全国42位と低い水準にある。このため、看護職員の一層の養成及び定着が必要であり、本団体は、看護専門学校の運営において、さらに質の高い人材養成を進めるべきである。
- 看護専門学校の自立的経営のための定員及び授業料等の見直しについては、それにより入学を断念するなどして応募者数の減少が起きないか、事後検証を綿密に行うべきである。
- 養成した人材が県内に定着しているか、卒業数年後の転出状況も含めて調査すべきである。

④ 株式会社いばらき IT 人材開発センター

県の財政的関与の縮小

- 本団体は、県が筆頭出資者ではなく、経営改革を主導的に行えないため、最大株主である（独）情報処理推進機構や地元古河市などと、累積損失の早期縮減を図るとともに、自立化に向けた協議を進めるべきである。
- 本団体は、民間事業者と競合しない分野、すなわち採算性が低く、小規模な専門的研修の実施について担うべきであるが、損益分岐点の管理などを徹底し、国や県からの委託に依存しない経営に努めるべきである。

⑤ 財団法人茨城県農林振興公社

⑥ 社団法人茨城県穀物改良協会

⑦ 社団法人園芸いばらき振興協会

統合・再編

- 公益法人制度改革に伴う準備・手続きを迅速に進め、3 法人を平成 25 年度までに茨城県農林振興公社に再編・統合すべきである。
- 再編・統合の妨げとなる分収造林事業は、団体から切離し、県が直接行うべきである。
- 統合に当たっては、各事業を必要性や効率性の観点から精査し、事業や組織、役員などのスリム化を図るべきである。

⑧ 財団法人茨城県建設技術公社

(道路公社との) 統合

- 本団体は、茨城県道路公社との総務経理部門の統合を進め、効率的な業務執行に努めるべきである。
- 茨城県開発公社ビルへの本部、支部の集約化を進め、組織再編による人件費など経費の縮減に努め、経営の安定化を図るべきである。

⑨ 茨城県道路公社

(建設技術公社との) 統合

- 本団体は、（財）茨城県建設技術公社との総務経理部門の統合による経営基盤の強化や、有料道路の利用促進による料金収入の確保、内部留保金による繰上償還、より有利な資金への借換えなどにより、長期借入金の早期償還に努めるべきである。
- 将来的には、県負担が最少となる時期を見据えて、団体を解散すべきである。
- 解散に当たっては、プロパー職員の再就職先の確保などに十分に配慮すべきである。